

2025年2月20日

各位

会社名 株式会社ビーロット
代表者名 代表取締役会長 宮内 誠
(コード番号：3452 東証スタンダード)
問合せ先 TEL. 03-6891-2525

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新たな譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2025年3月28日開催予定の当社第17回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を格段に高めるため、対象取締役にに対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

当社グループは、当社の成長ドライブである不動産再生・開発の分野を中心に着実に成長を図り、また近年のM&A施策によりスピード感をもって業容拡大を実施して参りました。コロナ感染症による営業活動の縮小等の影響を受けながらも、直近5年で当社グループの連結総資産は約1.7倍（2019年12月期：総資産33,555百万円→2024年12月期：総資産56,900百万円）、連結純資産は2倍超（2019年12月期：純資産8,154百万円→2024年12月期：純資産17,670百万円）に成長を成し遂げております。

また2025年1月にM&Aを実施したクマシュー工務店が当社連結グループに加わると、連結総資産は90,000百万円を超える見込みとなります。

一方で、今後、クマシュー工務店の業績を連結予算に反映し、予算の上方修正や中期経営計画の策定と達成を進めるため、また引き続きM&A施策を積極展開し成長スピードを加速させていくために、経営を担う優秀な人材の確保が重要であり、経営者となり得る人材に対して株式報酬付与などを用いた待遇の引き上げが不可欠であるため体制を整える方針です。

当社グループでは、中期経営計画におけるアクションプラン、経営における対処すべき課題として「優秀な人材の確保と育成」を掲げており、本制度の導入は従前からの経営方針に沿った人的資本への積極的投資のための施策となります。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支

給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2024年3月22日開催の当社第16回定時株主総会において、当社の監査等委員でない取締役の報酬額は年額1,000百万円以内（譲渡制限付株式報酬含む。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）（ただし、本株主総会において報酬額の改定を予定しており、第4号議案「監査等委員でない取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額2,000百万円以内（譲渡制限付株式報酬含む。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。）、また、当社の監査等委員である取締役の報酬額は年額60百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権を、上記の取締役の報酬額の範囲内で、支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

（1）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員でない取締役に対しては当社取締役会決議に基づき、また、当社の監査等委員である取締役に対しては監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（2）譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員でない取締役については割り当てる譲渡制限付株式の総数160,000株（ただし、本株主総会において上限株式数の改定を予定しており、第4号議案「監査等委員でない取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決された場合には総数320,000株となります。）を、また、当社の監査等委員である取締役については割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（3）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権

の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上